

＜提出の前に再度ご確認ください＞

・振込口座通帳の表紙と裏の見開きのコピーを付けましたか？

前回給付を受けた方であっても提出が必要です。

・ガス使用月、使用量の記載は正しいですか？

使用量ができる書類に7～9月の記載がない場合は、検針期間の検針月日が該当月です。

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第4弾） 申請書添付資料一覧

1 〔様式1〕中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第4弾）申請書（LPガス分）		☐
2 業務用のLPガスを使用していることが確認できる書類		
令和7年7月分から9月分までのLPガスの使用量が確認できる書類	LPガス販売事業者が発行した「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」「使用量通知書」など【写】	☐
3 〔様式2〕中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第4弾）申請書（特別高圧電気分）		☐
4 特別高圧電気を使用していることが確認できる書類		
令和7年7月分から9月分までの特別高圧電気の使用量が確認できる書類	電力会社が発行した「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」「使用量通知書」など【写】	☐
5 振込先口座が確認できる書類		
申請者名義の預金通帳の表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分）の【写】		☐

※LPガス分のみ申請の場合は、特別高圧電気分の申請様式は不要

前回の第3弾（令和6年8月分から10月分まで及び令和7年1月分から3月分まで）の支援金の給付を受けていない場合は、上記1～5に加えて6～7を提出すること

6 県が実施する「LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業(第4弾)」に基づき令和7年12月分等の料金が減額されていないことが確認できる書類		
LPガス販売事業者が発行した令和7年12月分等の「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」「使用量通知書」又は「証明書」など【写】 ※提出書類は、県のホームページやLPガス販売事業者から確認 ※提出書類を申請受付期間中に準備できない場合は、申請受付期間中に「6」を除いた書類で申請を済ませ、書類発行後、速やかに提出すること。なお、令和8年1月30日（金）までに提出がない場合は、申請が取り下げられたものとして扱う。		☐
7 【個人事業主のみ】本人確認書類		
運転免許証（両面）、運転経歴証明書、個人番号カード表面※【写】など ※顔写真のある面。裏面（個人番号が記載された面）は提出しないこと ※前回分の支援金の給付を受けている場合は不要		☐